



くらしと選挙

— One for all —

令和4年度 明るい選挙啓発ポスター入賞作品



金沢市立北鳴中学校
神谷 美琴 さん



石川県立金沢北陵高校
羽田 響和 さん



石川県立工業高校
池田 早希 さん



石川県立工業高校
甚田 琉羽 さん



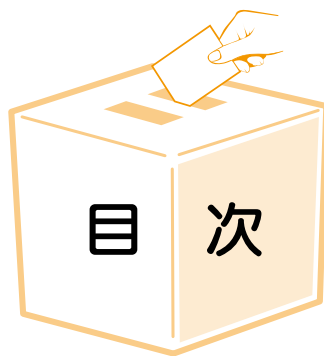
石川県立工業高校
中田 彩乃 さん



石川県立工業高校
稲村 優奈 さん



石川県立工業高校
沖野 萌 さん



・ 選挙ってなんだろう？	2
・ 選挙の歴史を知ろう！	4
・ どんな選挙があるの？	5
・ 選挙の仕組みを知ろう！	6
・ どうやって投票するの？	7
・ 当日、投票所に行けないときは？	8
・ みんな投票に行ってるの？	9
・ どうして投票に行かないの？	10
・ みんなが日頃からできることは？	12
・ 模擬投票をしてみよう！	13

知ってるかな？「選挙のめいすいくん」

「選挙のめいすいくん」は明るい選挙（※）のイメージキャラクターです。投票箱をモチーフにしています。頭の2本の線は投票用紙を入れる口、背中には明るい選挙の実現に向かうための羽がついています。「選挙のめいすいくん」の家族は、「お父さん」、「お母さん」、弟の「ただしくん」、妹の「メイちゃん」がいます。



お父さん メイちゃん ただしくん めいすいくん お母さん

※「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持ってすんで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。



選挙ってなんだろう？

はじめに

私たちは、家庭や地域、学校や職場など、さまざまな場で暮らしていて、一人ひとりが、その暮らしの場をより良いものにしたいと思っています。

そのためには、暮らしの場のみんなで話し合うことが大切です。少ない人数なら話し合うこともできますが、いろいろな考え方をを持った大勢の人たちが集まって話し合うことは、とても難しいことです。

そこで、私たちの意見を代わりに伝えてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めることが「選挙」です。

私たちの暮らしを良くするためには、
私たちの意見を反映させてくれる代表者を
選ぶことが大切だね。



政治と選挙

「自転車で走りやすい道路にしてほしいなあ」
「近くにスポーツができるグラウンドがほしいなあ」
みなさんは、このようなことを思ったことはありませんか？



「政治」と聞くと難しく感じるかもしれませんが、
このような身近な願いを実現するために話し合うことが「政治」の第一歩です。
そして、この話し合いのための代表を選ぶことが「選挙」です。



「政治」の役割の一つは、税金の使い道を決めること。
でも、何にどのくらいのお金を使いたいかは、
人によって違うよね。だから、選挙で選ばれた
「代表」が話し合っていて決めているんだ。



政治の主役は私たち

一人ひとりが代表になってほしい人に投票して、選ばれた人が代表として政治を行う。こうして、私たちは選挙を通して政治に参加します。

ところが最近、特に若い人たちが投票に行かないことが多くなっています。若い人たちの投票率が低いと、その意見を取り上げる代表が当選しにくくなり、若い人に向けた政策が少なくなってしまうかもしれません。



選挙に行かないということは、「ほかの人の意見のとおりでいい」と言っているようなもの。

これからの社会をつかっていくのは私たち自身なのに、自分の意見が反映されなくなってしまうのは残念なことだよね。

みなさんが18歳になった時に、大切な一票を有効に生かして、より素晴らしい社会を作っていくためにも、今から選挙のしくみを知っておきましょう。

選挙に行くことの意義や必要性について、分かりやすく解説した短い動画を紹介するよ。参考にしてみよう！

18歳になったら選挙に行こう！



有権者になるということ (模擬投票の説明動画の一部)



(いずれも総務省ホームページより)



選挙の歴史を知ろう！





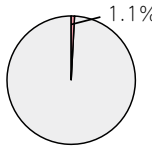
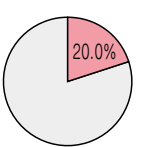
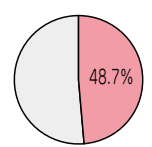
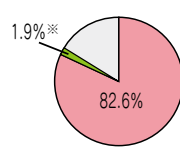
日本では、1890年（明治23年）に初めて衆議院議員選挙が行われました。この時、選挙権を持っていたのは直接国税15円以上を納める満25歳以上の男子に限られていたため、有権者の数は人口の1.1%とごく少数でした。これを**制限選挙**といいます。

1925年（大正14年）には納税要件がなくなり、満25歳以上の男子に選挙権が認められ、**男子普通選挙**となりました。有権者の数は、改正後の1928年（昭和3年）の衆議院議員選挙では人口の20.0%と大幅に増えました。

1945年（昭和20年）、ようやく女子にも選挙権が認められ、満20歳以上の方が選挙権を持つようになり、この時から**普通選挙**となりました。有権者の数は、改正後の1946年（昭和21年）の衆議院議員選挙では人口の48.7%に達しました。

また、2016年（平成28年）の参議院議員選挙から、**選挙権年齢が満18歳以上**に引き下げられました。

全人口の中の有権者の比率（衆議院議員選挙）

制限選挙 【明治23年】	男子普通選挙 【昭和3年】	普通選挙 【昭和21年】	普通選挙 (選挙権年齢引き下げ後) 【平成29年】
 25歳以上の男子 (直接国税15円以上)	 25歳以上の男子 (納税要件なし)	 20歳以上の男女	 18歳以上の男女
有権者数45万人	有権者数1,241万人	有権者数3,688万人	有権者数10,609万人 (18・19歳有権者数238万人)
 1.1%	 20.0%	 48.7%	 82.6% 1.9%※

※18・19歳有権者割合

昔は選挙権を
持っている人はとても
少なかったんだ！





どんな選挙があるの？

国民には、様々な選挙を通じて政治に参加する機会が設けられています。どんな選挙があるのか見てみましょう。

🗳️ 選挙の種類

選挙の種類		定数	任期	選挙権 (選ぶ権利)	被選挙権 (立候補する資格)	選び方
地方選挙	金沢市長選挙	1人	4年	満18歳以上の日本国民で金沢市内に引き続き3ヶ月以上住んでいる人	満25歳以上	候補者名 (1人)
	金沢市議会議員選挙	38人	4年			
	石川県知事選挙	1人	4年	満18歳以上の日本国民で石川県内に引き続き3ヶ月以上住んでいる人	満30歳以上	
	石川県議会議員選挙	41人 (金沢市の定数16人)	4年		満25歳以上	
国政選挙	衆議院議員選挙	小選挙区選挙	全国で289人 全国で289選挙区 (各選挙区に定数1人)	4年 (解散あり)	満18歳以上の 日本国民	候補者名 (1人)
		比例代表選挙	全国で176人 全国で11選挙区 (北陸信越選挙区10人)			政党名 (1人)
	参議院議員選挙	選挙区選挙	全国で148人原則、 各都道府県が選挙区 (石川県の定数2人)	6年 (3年ごとに半数改選)		候補者名 (1人)
		比例代表選挙	全国で100人 全国で1選挙区			候補者名(1人)か 政党名(1つ)の いずれか

🗳️ 選挙の制度について知ろう！

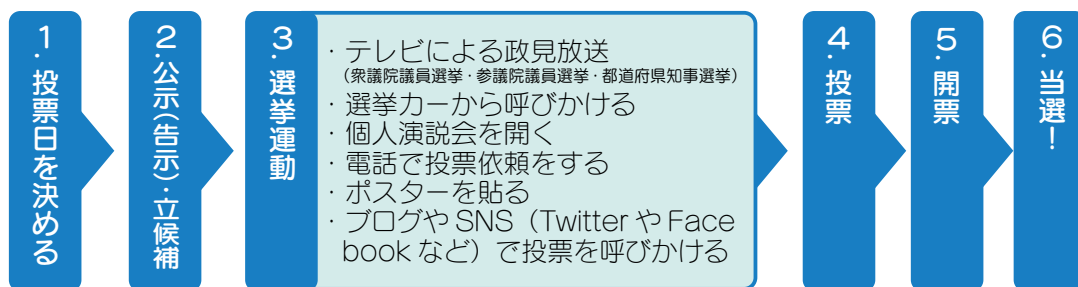
小選挙区制	1つの選挙区で、最も得票数の多かった1人が当選	
大選挙区制	1つの選挙区で、得票数の多い順に複数人が当選	
比例代表制 (政党ごとの得票に比例して議席が配分される)	拘束名簿式 (衆議院)	「政党名」のみで投票。あらかじめ政党が届け出た名簿の順位に従って当選者が決定
	非拘束名簿式 (参議院)	「候補者名又は政党名」で投票。政党は、原則順位のない名簿を届け出て、「候補者名」による得票数が多かった者から当選。ただし、政党は一部の候補者を優先的に当選させる者として別枠で届け出ることも可能。この場合、別枠の候補者が優先的に当選。



身近な代表者として「市長」や「市議会議員」がいるよ。市民が安心して、豊かに健康に暮らすため、市議会で話し合って、何をすればいいのかを決めているよ。



選挙の仕組みを知ろう！



☞ 選挙運動ができる期間は？

立候補の届出日から投票日の前日まで

☞ 禁止されている選挙運動は？

- × 法律で認められている以外のポスター・ビラ・看板などを掲示したり、配布したりすること
- × 選挙運動を妨害したり、候補者や選挙人をおどしたりすること
- × 有権者などに食べ物をふるまったり、金銭や品物を贈ったりすること



インターネットでの選挙運動が解禁されたけど、
満18歳になるまでは選挙運動ができません

- × 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込み
 - × 他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿
 - × 他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広める (リツイート・シェアなど)
 - × 送られてきた選挙運動用メールを他人に転送
- (満18歳以上でも、候補者や政党等以外の一般の有権者はメールによる選挙運動ができません)

選挙クイズ①

2013年(平成25年)に「ネット選挙」が解禁され、インターネットでも投票できるようになった？

A: 投票できる B: 投票できない

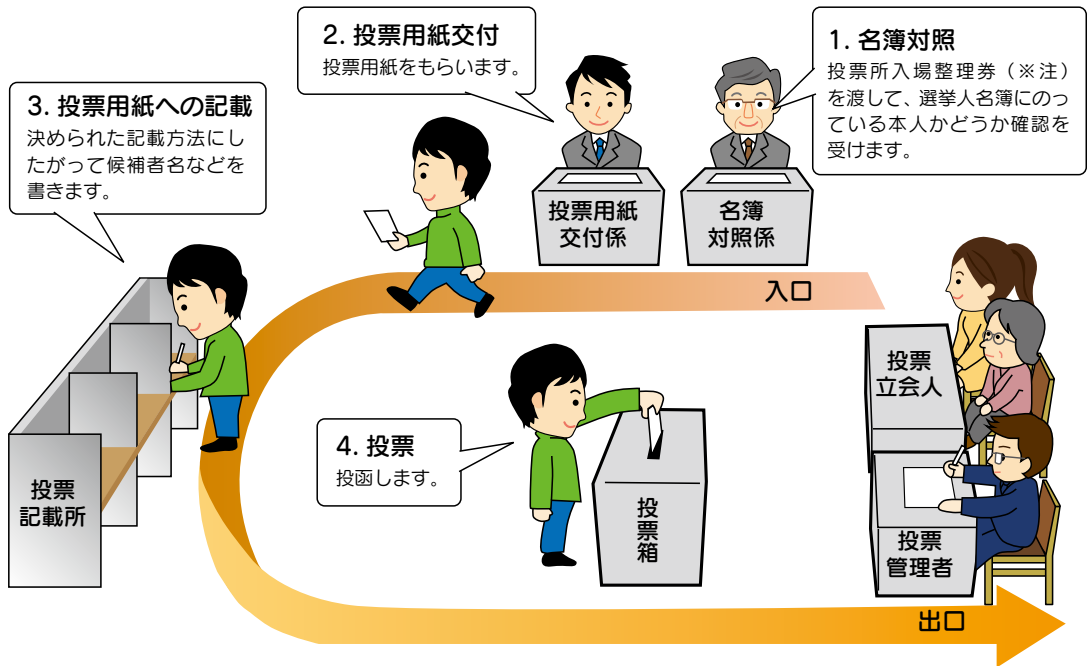
→答えは13ページにあります。



どうやって投票するの？

投票の流れ

投票日当日の投票は、午前 7 時から午後 8 時まで行うことができます。



(※注) 投票所入場整理券とは？

選挙管理委員会から世帯主に郵送される投票案内はがきに付いている、世帯員の名前が書かれた切り取り式の整理券のことです。投票所入場整理券が無い場合でも本人であることが確認できれば投票できます。



選挙クイズ②

子供は投票をする親と一緒に投票所に入れるでしょうか？

- A：投票をする本人以外は投票所に入れない
- B：投票する者が同伴する 3 歳未満の子供だけが入れる
- C：投票する者が同伴する 18 歳未満の者なら入れる

→答えは 13 ページにあります。



当日、投票所に行けないときは？

投票したくても、選挙の当日に投票所に行けないときはどうしたらいいのかな？
投票しやすい環境づくりのためのいろいろな制度を見てみよう。

期日前投票 ～投票日に予定があっても投票できる～

投票日当日に投票所に行けない場合は、
公示日(告示日)の翌日から投票日の前日まで、
期日前投票ができます。投票日当日の投票と同じように、
投票所入場整理券を持って行って投票します。
(無い場合でも本人であることが確認できれば投票できます。)
期日前投票所は、市役所や市民センターなどにあり、
投票所が指定されている投票日当日の投票と違い、
金沢市内のどの期日前投票所でも投票できます。



不在者投票 ～滞在先でも投票できる～

あらかじめ金沢市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、
交付された投票用紙などを持参のうえ、滞在先の市町村の
選挙管理委員会に出向くと投票できます。



在外投票 ～留学先でも投票できる～

外国で暮らしていても、国政選挙の投票ができる場合があります。
金沢市選挙管理委員会に問い合わせよう。



選挙権があっても、「選挙人名簿」に登録されていないと投票はできないよ。この登録は、住民基本台帳に基づいて行われるので、他の市町村に転出したときは、きちんと届け出をしましょう。

選挙クイズ③

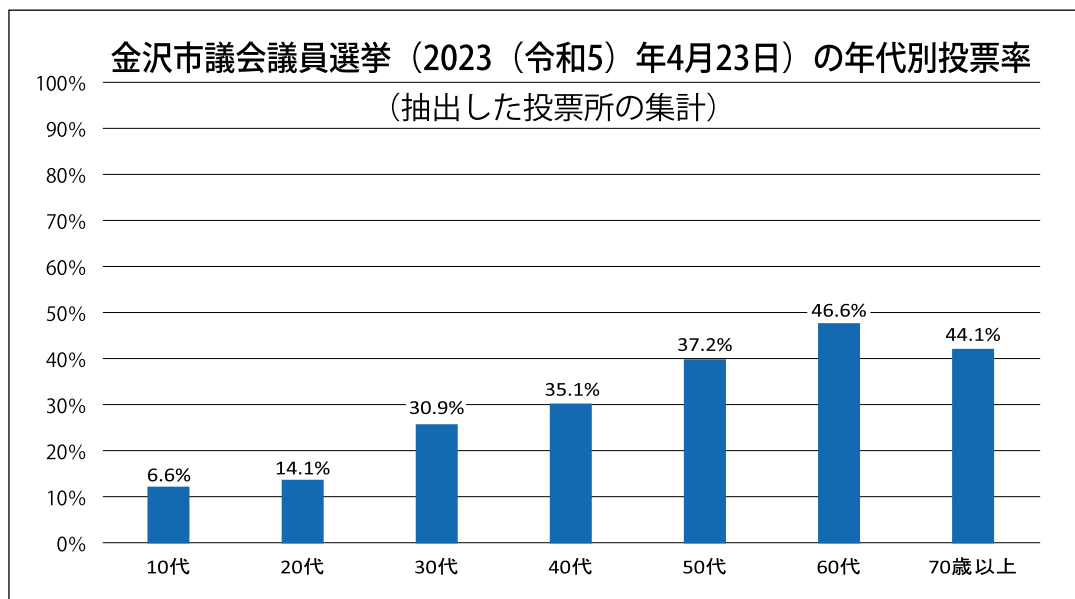
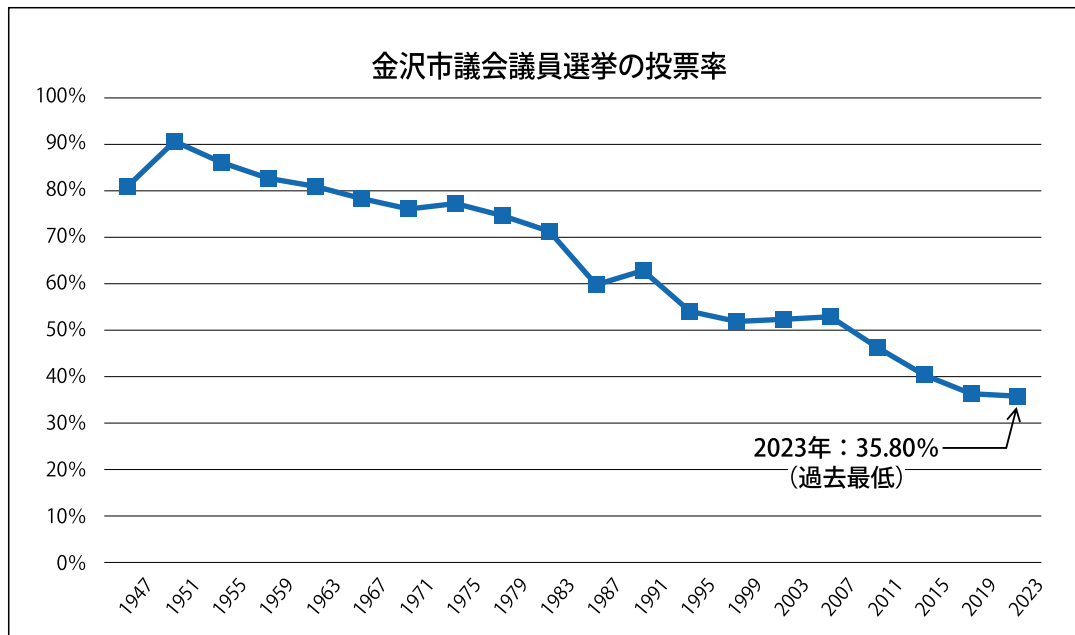
次の場合で、期日前投票ができるのは？

- A：投票日は仕事で会社に行く
- B：投票日は家族で旅行に行く
- C：投票日は家の商売が忙しい

→答えは 13 ページにあります。



みんな投票に行ってるの？

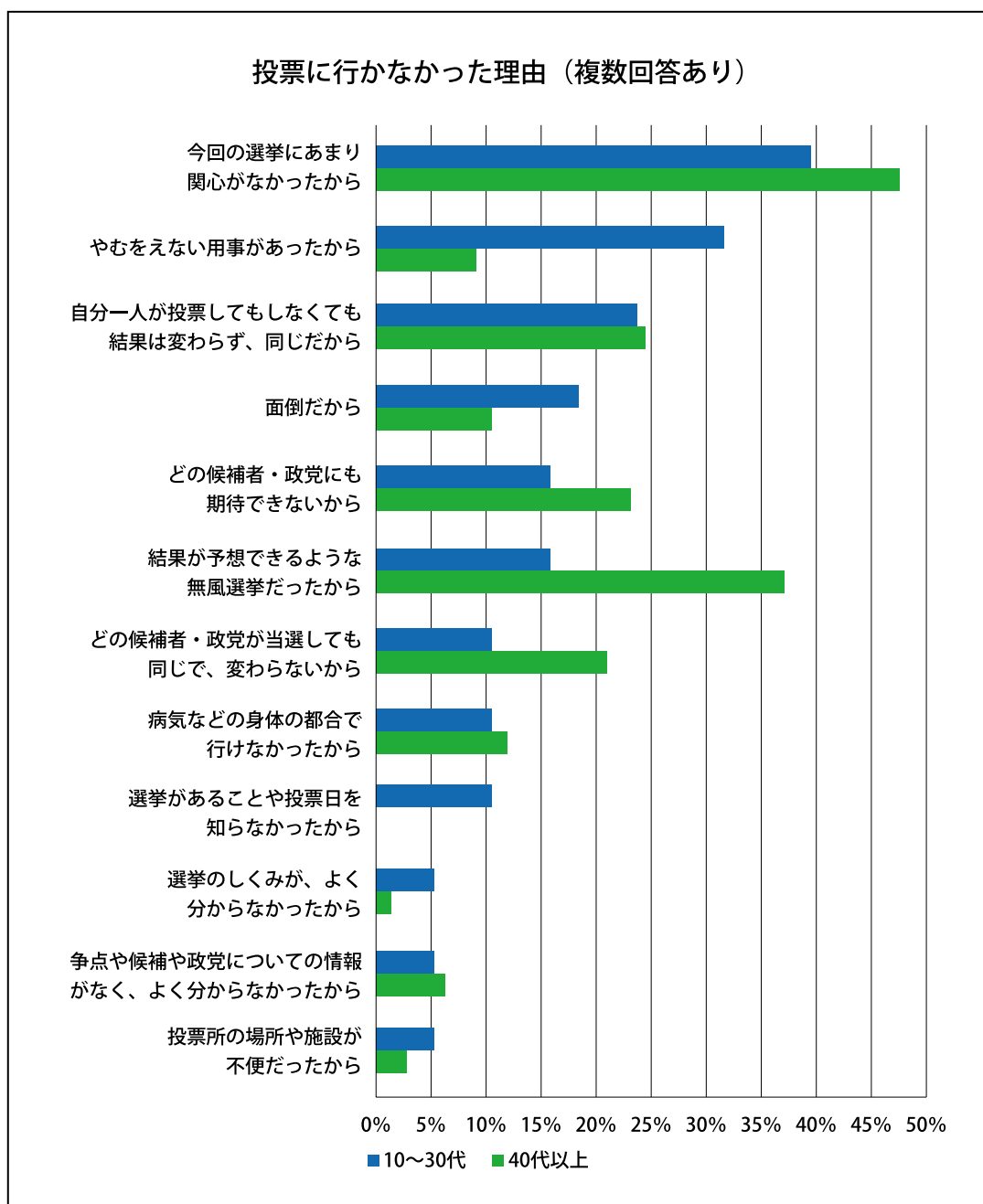


昔は投票したくてもできない人が多かったのに、今は投票できるのにしない人が多いみたい。特に、若い人たちの投票率が低いみたいだね。



どうして投票に行かないの？

2022年（令和4年）に金沢市内の有権者約2,000人の方にアンケートを行い、同年の参議院議員選挙で投票に行かなかった理由を聞きました。どのような理由で投票に行かない人が多いのでしょうか？



選挙クイズ最終回

金沢市だけではなく、全国の選挙で、投票率は低下の傾向にあります。特に若い人たちの投票率は、他の年代と比べて一層低い傾向にあります。なぜ若い人たちの投票率は低いのでしょうか？また、どのようにしたら若い人たちの投票率が上がるのでしょうか？

選挙クイズ最終回は、みんなに考えてもらいたい問題です。
自分の意見をまとめたうえで、家の人や友達と話し合ってみましょう。

選挙クイズ最終回の答え

若い人たちの投票率が低い理由

若い人たちの投票率を上げる方法



みんなが日頃からできることは？

まだ有権者でないあなたも、18歳になれば選挙権を持ち、投票することができます。社会や暮らしをより良いものにするために、今のうちから政治や選挙に少しずつ関心を持ってみよう。

住んでいるまちの良いところや問題点を探してみよう

金沢のまちはどんなまちでしょう？良いところや問題点について考えてみましょう。

自分のまちについて考えることから、選挙への関心が生まれます。



新聞やニュースを見てみよう

社会の出来事は、新聞やテレビ、インターネットなどのニュースで知ることができます。

毎日少しずつ、色々な分野のニュースをみることで、何か新しい発見があるかもしれません。



気になったことは調べてみよう

興味のある記事やニュースを見つけたら、図書館やインターネットでより深く調べてみましょう。

色々な情報を参考にしながら、自分自身の考えを持つことが大切です。



家の人など身近な大人や友達と話し合ってみよう

調べたことについて、家の人や友達と話し合ってみましょう。

一人では思い付かなかった意見や考え方に触れることができます。



みんなも、自分にできそうなことから始めてみよう！





模擬投票をしてみよう！

選挙管理委員会の職員が市内の大学生などと共に学校に出向き、選挙クイズをしたり、実際に投票を体験（模擬投票）しながら、選挙の仕組みについて学んでもらう出前講座を行っています。



候補者の選び方や、投票用紙の記入の仕方など、選挙の仕組みが体験できるよ

本物の投票箱を使ってみませんか？

選挙管理委員会では、実際に選挙に使う投票箱や記載台などの貸出しを行っています。学校やクラスで投票する時に使ってみませんか？



詳しくは、金沢市選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙クイズの答え

クイズ①： Bが正解。2013年（平成25年）に候補者などがインターネットで選挙運動をできるようになったけど、インターネットで投票できるようになったわけではないよ。

クイズ②： Cが正解。以前は、投票する者が投票所に連れて入れるのは「幼児」となっていたけど、2016年（平成28年）からは「18歳未満」に広げられたよ。

クイズ③： 全部正解。投票日に仕事やレジャーで自分の投票区（自分が指定された投票所がある区域）にいない場合や、投票区にいても仕事などがある場合は期日前投票ができるよ。

「ぼくたち、わたしたちのまち金沢」は、 みんなの一票でつくられます



みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



表紙にある「One for all」には、
自分一人の投票では選挙の結果が
変わらないなどと思わず、
国民・市民全員のことを考えて投票してほしい
という願いを込めています。

発行／金沢市選挙管理委員会
金沢市明るい選挙推進協議会
編集／金沢大学人間社会学域法学類・投票行動論研究室
発行日／令和5年8月（第10版）
平成26年3月（初版）

連絡先／金沢市選挙管理委員会
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
電話番号：076-220-2077
FAX番号：076-260-5254
ホームページ：
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/senkyokanriinkai/index.html>

金沢市選挙管理委員会 検索 